

集団ADR申立ての和解案に対する 東京電力の不当な受諾拒否回答に関する申入書

原子力損害賠償紛争審査会に対して

申
入
れ
の
趣
旨

- ①早急に中間指針等の見直しを図ること
- ②集団ADR申立事件の審理内容に基づき原子力損害の調査及び評価を行うこと
- ③東京電力に対し、和解案拒否を改めさせるべく、強く指導・勧告を行うこと

和解案が提示された集団ADR(約24000人)



赤色は自主的避難等対象区域、青色は避難指示等対象区域
×はすでに打ち切りになった案件

東京電力
いずれも和解案拒否

- ・ 中間指針で考慮されている
- ・ 一律の請求には応じない

ADRの
機能不全

- ・ 中間指針は最低限の賠償基準
- ・ 困難な賠償請求を団結して行う住民に対する加害者の対応として？

国の原子力損害賠償紛争審査会がリーダーシップを発揮して、東京電力による和解案拒否問題の解決に当たるべきである。

申入者：ふくしま原発損害賠償弁護団、富成・月舘地区ADR弁護団、原発被災者弁護団、浪江町支援弁護団、福島原発被害弁護団、飯舘村民救済弁護団